

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	石本理彩
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目			
日清・日露戦争における日本の対外イメージ戦略-外国人記者の処遇をめぐって-			
論文審査担当者			
主 査 教授	水羽信男（総合科学研究科）		
審査委員 教授	長田浩彰（総合科学研究科）		
審査委員 教授	桑島秀樹（総合科学研究科）		
審査委員 教授	寺本康俊（社会科学研究所）		
審査委員 教授	勝部真人（文学研究科）		
審査委員 准教授	的場いづみ（総合科学研究科）		
〔論文審査の要旨〕			
<p>石本氏の学位請求論文は序章・終章のほか第1部「日清戦争における初の外国人記者受け入れ」（第1章「外国人記者規定の創成と従軍許可否」、第2章「憂慮すべき事件報道と取材環境」と第2部「日露戦争における外国人記者の処遇」（第3章「外国人記者受け入れと国内待機問題」、第4章「戦地における外国人記者の処遇」、第5章「日本国内における外国人記者の取材・撮影活動」）の全5章であった。</p> <p>従来の研究では、日清戦争（1894-1895）および日露戦争（1904-1905）において、日本政府が在外公館などを通じて日本に有利な国際世論を作り出すべく、さまざまな方策を講じたことを分析してきた。これを石本氏は直接的な対外イメージ戦略と位置づけ、それに対して従軍を希望した外国人記者に対する許認可と報道統制などの諸政策を間接的なイメージ戦略と位置づけて分析した。またあわせて外国人記者の側の対応についても考察を広げた。こうした新たな研究視角を提起したことが、本論文の最大の特徴である。</p> <p>また上記の課題を解明するために、未公開の史料を外務省外交史料館や防衛省防衛研究所などで精査し、極めて重要な史料を発掘した。この点も石本氏の論文が高く評価される点である。</p> <p>具体的にいえば、江戸末期以来の不平等条約に苦しんでいた明治政府にとって、日本が西洋諸国と同様の「文明国」であることを認めさせることは、条約改正のため極めて重要な課題であった。そのために日清・日露戦争では国際法を遵守する日本のイメージを、外国人記者の報道を通じて世界へ発信することが、彼らをいかに取り扱うかを考えるうえでの前提となった。</p> <p>こうして日清戦争時期には、従軍申請をした外国人記者の要望に応え、彼らに対しても英語だけでなく、フランス語やドイツ語でも対応した。しかし日本軍の戦場での行為に対するネガティブな報道もあり、日露戦争時には極めて厳しい対応をとることになった。またロシアに友好的とみなされたフランス・ドイツの記者とは異なり、英米両国の記者を優遇するという点も、日清戦争時とは異なる対応であった。とはいえ日本の厳しい対応に対する外国人記者の不満が</p>			

高まり、緩和策もとられることなる。

また従軍を許可されながら、実際に戦地に行くことがかなわなかった外国人記者のなかには、捕虜を収容した病院などを取材する記者も現れ、彼らの活動を通じても日本に関するイメージが発信されたが、それらは概ね、日本に好意的なものであった。

石本氏の学位請求論文については、昨年末の予備審査において、①当時の日本をとりまく政治状況についての説明が不足している点、②官側の史料の内容に引きずられた叙述がある点、③史料の扱いに曖昧さが残る点、④文献の表示に初歩的な不備がある点などの問題点が指摘された。これらの点について、①などについては改善の余地を残しているとはいえ、今回の学位請求論文は誠実に問題点を克服すべく努力をしたといえる。また全体的な論旨については、さらに整えられたと評価された。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1、500字以内とする。